

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!



クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

**クーリング・オフができる場合・期間など
 詳しくは消費生活センターへ**

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。
 また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。



クーリング・オフ期間を過ぎていても、
 専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎 1 階 ☎ 027-223-3001

〇月～金曜：9時～16時30分(電話、来所) 〇土曜：9時～12時 / 13時～16時30分(電話のみ)

※来所相談は予約制

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ●前橋市消費生活センター ☎ 027-230-1755 | ●安中市消費生活センター ☎ 027-382-2228 |
| ●高崎市消費生活センター ☎ 027-327-5155 | ●みどり市消費生活センター ☎ 0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター ☎ 0277-40-1112 | ●甘楽町消費生活センター ☎ 0274-74-3306 |
| ●伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター ☎ 0270-20-4020 |
| ●太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220 | ●板倉町消費生活センター ☎ 0276-82-7830 |
| ●沼田市消費生活センター ☎ 0278-20-1500 | ●明和町消費生活センター ☎ 0276-84-3299 |
| ●館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002 | ●大泉町消費生活センター ☎ 0276-63-3511 |
| ●渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325 | ●邑楽町消費生活センター ☎ 0276-47-5047 |
| ●藤岡市消費生活センター ☎ 0274-20-1133 | ●吾妻郡消費生活センター ☎ 0279-75-1166 |
| ●富岡市消費生活センター ☎ 0274-63-6066 | |

高齢者被害防止戦隊

ミマモルンジャー



変わった様子がないか
ミルンジャー



普段からいろいろ
ハナスンジャー

通信販売
トラブル



困っている様子の方に
ギクンジャー

点検
商法



**高齢者の悪質商法被害
 防ごう!みんなの見守りの力で!!**

☎188なら
土日も
 相談できます

**困ったときには、まず相談!
 消費者ホットライン**



群馬県消費生活センター

い や や
局番なし ☎188

(お住まいの地域の相談窓口をご案内します)

群馬県消費生活センター 検索

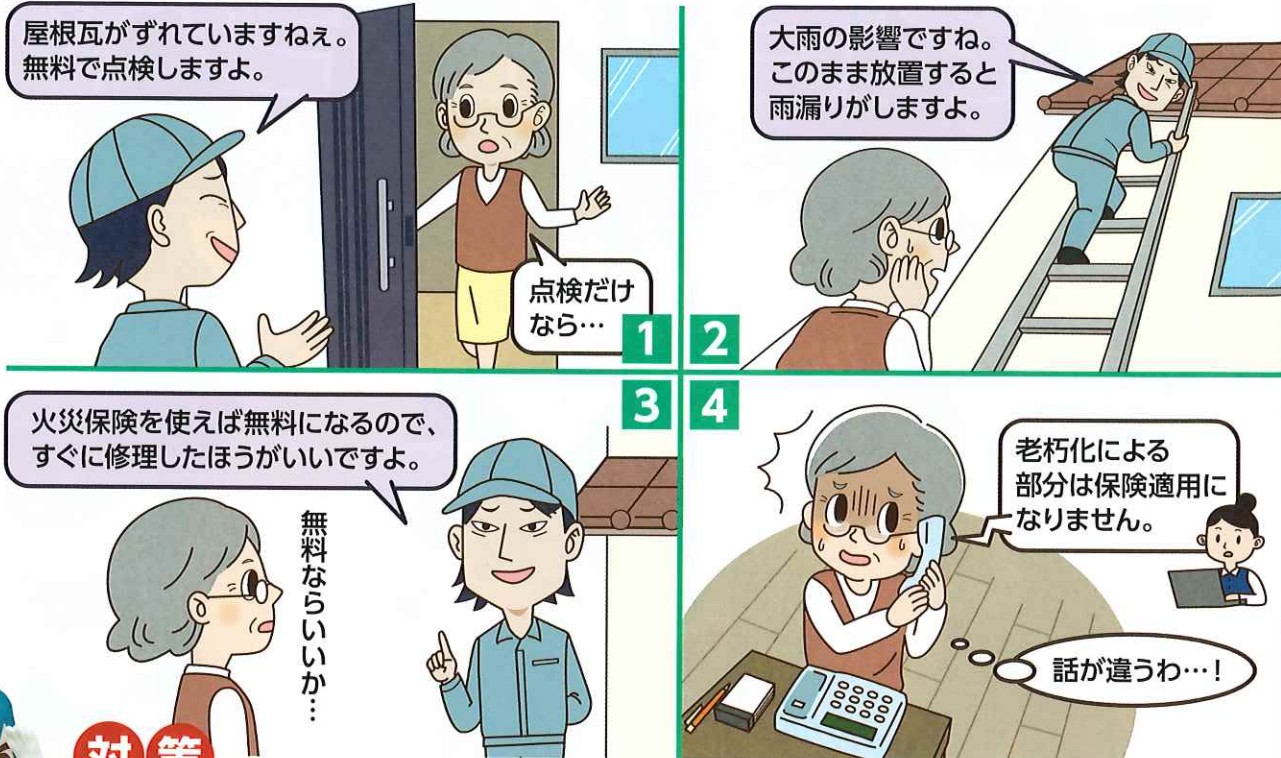
<https://www.pref.gunma.jp>



「あれっ?おかしいな?」と思ったら、ためらわず相談! 悪質商法をみんなで防止!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

ここが見守りポイント!

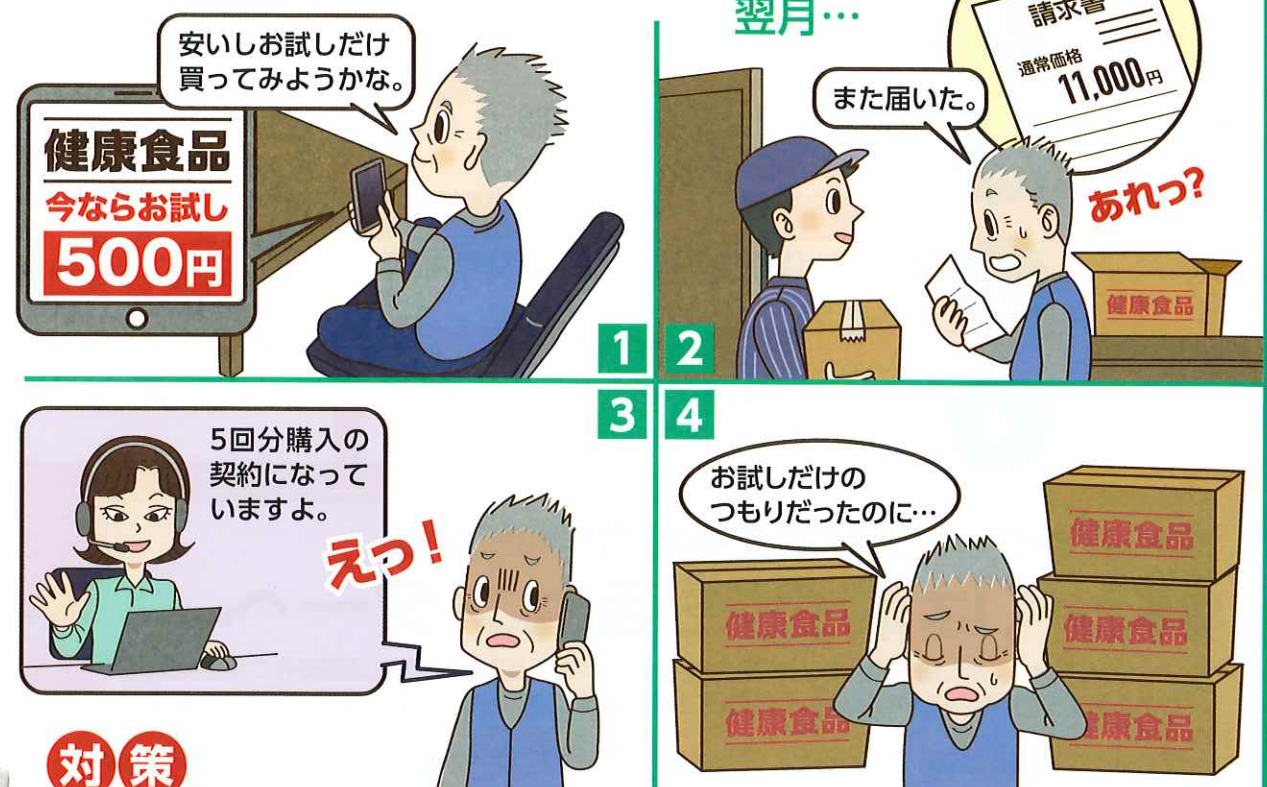
- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。



外壁・床下などでも無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



対策

- ◆SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。



通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



「安くなる」はずが、前より高額になった!



対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。



通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。



身に覚えのない請求がきた!

架空・不当請求



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (いやや)



SMSのほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。



「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!

訪問購入(押し買い)



対策

- ◆売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。



いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

インターネット接続回線の契約トラブル